

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、同X 2及び同X 3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	① 線量計購入費用	62,000円
	② 高圧洗浄機購入費用	31,774円
	③ 除染委託費用	533,137円

期 間 本件事故発生日から平成24年10月末日まで

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金626,911円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 除染費用に関する領収証の交付等

（1）申立人らは、被申立人に対し、第1項記載の損害項目③除染委託費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

（2）被申立人らは、申立人が第1項記載の損害項目③除染委託費用について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報が必要な範囲内で提供することができる。

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月24日

(仲介委員 尾野恭史)